

## ● 現地調査

開発区域外にある接続先道路の幅員・法的性格、排水先の有無などの基本的事項を調査してください。

## ● 事前相談

現地調査をふまえて、公図・土地登記簿謄本・位置図・土地利用計画図等を持参して、千葉市宅地課と十分な事前相談を行ってください。

宅地課では土地利用計画の形態や技術基準等開発計画全般について一般的な助言・問題点指摘をいたします。

宅地課で基本的な情報を得た後、宅地課で指示された関係課等にて個別事項の事前相談をしてください。

## ● 事前審査願の作成・提出

事前審査願の提出締め切りは毎月25日です（休日前倒し）。  
500㎡未満の事前審査願は随時受付です。

提出書類の補正

提出部数の連絡

書類の再提出

## ● 宅地開発事業連絡協議会

毎月第3金曜日に開催します。  
申請された案件について関係課が集まり様々な角度から検討を行います。

## ● 事前審査回答書

事前協議を行うべき課 及び内容を事業者・関係課に通知します。

事前協議

事前審査回答書に基づき、各課と協議を行っていただきます。  
(必要期間は協議内容等により大きく異なります。記載の期間はあくまで目安です。)

## ● 開発許可申請

開発審査会に係る案件は毎月20日締め切りです（休日前倒し）。

### ● 開発審査会

毎月最終金曜日に開催します（1月、8月を除く）。

## ● 許可

工事着手届

着工前にご提出ください。

中間検査

開発行為許可に付される条件又は都市計画法第32条に基づく同意書・協議書の規定の中には、工事が一定の段階に達した段階で中間検査を受ける旨が記されている場合があります。その場合、中間検査を受けてください。（受けていない場合、工事完了検査を実施できないことがあります。）

## ● 完了届

## ● 完了検査

## ● 検査済証・完了公告

約1ヵ月

3〜6か月

標準処理期間22日

約2週間